

# エヌシークレビオVISAカード会員規約

## 『一般条項』

### 第1条（本会員）

株式会社エヌシーみいけ（以下「当社」という）および、三井住友カード株式会社（以下「VISA」という）は、本規約を承認のうえ、当社所定の申込書により本規約に定めるクレジットカードの入会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を本会員とします。

### 第2条（家族会員）

1. 本会員が本会員の代理人として指定し第2項および第3項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。本会員は本会員の代理人として家族会員に、当社が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。

2. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。

3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。

### 第3条（届出事項の変更）

1. 当社に届出た届出事項に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。

2. 氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合、その他当社が必要と認める場合には、会員は所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。

3. 前2項の届出がなされていない場合でも、当社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお会員は、当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

4. 第1項および第2項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます

5. 会員は、入会后運転免許証を新たに取得した場合（運転免許取り消し後に再取得した場合を含む）、当社所定の方法により当社へ運転免許証番号を届出るものとします。

### 第4条（規約の変更、承認）

本規約の変更については、当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

#### 第5条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員に会員番号・氏名・有効期限等を表面に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も当社が本人確認手続きを求めた場合にはこれに従うものとします。
2. カードの所有権は当社に属し、カードはカード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
3. 会員は、カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また理由の如何を問わず、カードを他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはなりません。
4. カードの使用・管理に際して、会員が前3項に違反しその違反に起因してカードが不正に利用された場合、本会員はそのカード利用代金についてすべての支払いの責を負うものとします。

#### 第6条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとしカードの表面に記載した月の末日までとします。
2. 当社が引き続き会員として認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。本会員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

#### 第7条（暗証番号）

1. 当社は、本会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。その際、本会員は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し、「0000」「9999」等の4桁の同一番号・電話番号（自宅・携帯）・生年月日（西暦・和暦とも）等から推測される番号（以下「指定禁止番号」という）以外の数字を選択するものとします。ただし、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、本会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

#### 第8条（本人確認）

1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカード利用の全部もしくは一部の利用の停止をすることがあります。

#### 第9条（カード利用可能枠）

1. カードショッピング利用可能枠は、家族会員の利用を含めた本会員からのご利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、当社が必要と認めた場合に変更し、またはご利用の停止をさせていただきます。また、当社が適当と認めた場合、利用可能枠を増額または減額できるものとします。

2. カードショッピングの利用枠のうち、1回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、残高スライド元利定額リボルビング払い（手数料with in方式：以下「リボルビング払い」という）が利用できる利用可能枠（以下「割賦払い利用可能枠」という）を、当社は定めるものとします。また、割賦販売法の所定の要件等に対応するため、割賦払い利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額を減額または増額がなされることについてもあらかじめ会員は承諾するものとします。なお会員は、割賦払い利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用してはならないものとします。割賦払い利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用した場合、割賦払い利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。

3. カードキャッシングの利用枠は、家族会員の利用を含めた本会員が希望した借入希望額の範囲内で当社が認めた金額とし、本会員に通知するものとします。ただし、当社が必要と認めた場合は、いつでも利用可能枠を減額、または減額した利用可能枠を減額前の利用可能枠まで増額できるものとします。また、貸金業法の所定の要件等に対応するため、利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額の減額または増額が随時なされることについてもあらかじめ本会員は承諾するものとします。

4. 会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承諾を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合、本会員は利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。

#### 第10条（複数枚カード保有における利用の調整）

本会員が、当社が発行するエヌシークレビオVISAカードを保有し、更にこれと共に当社発行の提携カードを保有する場合等、本会員として当社から複数のカードを貸与されているときには、当社が別に定める利用可能枠（総合与信枠）を超える利用はできないものとします。

#### 第11条（カードの再発行）

1. 当社は、カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。
2. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カードの差替えができるものとし、会員はこれに協力するものとします。

#### 第12条（紛失・盗難・偽造）

1. カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員はカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署または交番に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について本会員が支払いの責を負うものとします。

#### 第13条（会員保障制度）

1. 前条1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードを不正利用された場合であって、前条2項の警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害をてん補します。

2. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。

- (1) 会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害
  - (2) 会員の家族・同居人・当社から送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
  - (3) 会員が本条3項の義務を怠った場合
  - (4) 紛失・盗難または被害状況の届出が虚偽であった場合
  - (5) カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括、および海外キャッシングサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません）
  - (6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
  - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
  - (8) その他本規約に違反する使用に起因する損害
3. 本会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

#### 第14条（カードの利用の一時停止）

1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定手続等支払方法の手続が完了するまでの間、カードショッピングおよびカードキャッシングの利用を停止することができるものとします。
2. 当社は、会員が利用枠を超えた利用をした場合、または利用しようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が頻繁に発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピングおよびカードキャッシングの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
3. 当社は、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピングおよびカードキャッシングの全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは加盟店や現金自動預払機等（CD・ATM）を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
4. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、カードショッピングおよびカードキャッシングの利用を停止することができるものとします。
5. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止することができるものとします。

#### 第15条（お支払い）

1. 本会員が当社に支払うべきカード利用料金、借入金、手数料、利息等および本規約に基づく一切の債務は、本会員があらかじめ約定した支払日、支払方法により支払うものとします。なお、本会員が預金口座からの口座振替、または通常郵便貯金（以下預金口座および通常郵便貯金を総称して「決済口座」という）から自動払込みにより支払う場合で、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。ただし、本会員が希望し当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座への払込等当社が別途指定する方法で支払うものとします。
2. 支払期日における債務は、前月末日までに利用料金債権の当社への譲渡手続き、もしくは立替払いの当社への請求手続きが終了したもの、または当社から現金を借り受ける手続きが当社に

において終了したものが対象となります。

3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付します。本会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。

4. 当社は、本会員が指定する決済口座からの引き落としもしくは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまで未決済残高に含めるものとします。

5. 本会員は、本会員が指定する決済口座からの引き落としもしくは自動払込みが金融機関等の事情により決済不能の際は、当社の指定する預金口座への振込等、当社が別途指定する方法で支払うものとします。

#### 第16条（海外利用代金の決済レート等）

1. 日本国外におけるカード利用代金は、外貨額をVISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下「VISAインターナショナル」という）の決済センターにおいて集中決済された時点でのVISAインターナショナルの指定するレートに海外取引関係事務処理経費を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシングサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

#### 第17条（支払金等の充当順序）

1. 本会員の弁済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、本会員への通知なくして当社が適当と認める順序・方法によりいずれかの債務に充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

2. 本会員が振込等により弁済した金額が当月充当すべき金額を超えている場合や、決済口座からの引き落としもしくは自動払込みによる弁済と重複している場合は、任意の入金とみなし前受金処理及び未請求残高へ充当することができるものとします。ただし、会員より過剰入金部分について返金の申し出がある場合は、過剰金より振込手数料等を差し引いて速やかに返金するものとします。

#### 第18条（手数料率、利率の変更）

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシングサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般的に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第4条の規定にかかわらず当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、変更後の利用分から変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

#### 第19条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、当然に期限の利益を失い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

（1）カードショッピングの支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定め

て書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払いのなかった場合

(2) カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引について、会員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞した場合

(3) カードキャッシングの支払いを1回でも遅滞した場合ただし、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

(4) 強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたり、その他会員の信用情報が著しく悪化した場合

(5) カードを他人に貸与、譲渡、質入、担保提供等し、または商品（権利を含む。以下同じ）の質入、譲渡、賃貸等、当社のカード所有権および商品の所有権を侵害する行為をした場合

(6) 当社に対する他の支払債務について期限の利益を失った場合

(7) 当社からの書留郵便による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）あてに発送されたにもかかわらず転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒絶の理由で通知が到達しなかった場合で、当該通知発送の日より20日間経過したとき（ただし、受取拒絶をなすにつき正当な理由があり本会員がこれを証明した場合は、この限りではないものとします）

2. 本会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

(1) 入会申込みに際して虚偽の申告があった場合

(2) 特定商取引に関する法律に定める中途解約権の行使、その他本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合

## 第20条（会員資格の取消）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認められた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。

(1) カードの申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合

(2) 本規約のいずれかに違反した場合

(3) カード利用代金等、当社に対する債務の履行を怠った場合

(4) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不相当もしくは不審があると当社が判断した場合

(5) カード発行後2ヶ月以内に当社の定める本人確認手続きが完了しない場合

(6) 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合

(7) 会員が次の①から⑦までのいずれかの反社会的勢力に該当することが判明した場合

①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団離脱後5年以内の者 ④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業 ⑥総会屋等、社会運動等、標ぼうゴロ（えせ右翼・えせ同和等）または特殊知能暴力集団等 ⑦その他前記①から⑥に準ずる者

(8) 会員が次の①から⑤までのいずれかの反社会的勢力との関係者に該当することが判明した場合

①反社会的勢力が経営を支配していると認められたとき

②反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき

③不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき密接な関係を有しているとき

(9) 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし

た場合

①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為

(10) 会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)から(9)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき

2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。

3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合は、本会員は速やかにカード等、当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

4. 当社は、会員資格の取り消しを行った場合、カードの無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。

## 第21条 (退会)

1. 本会員が退会する場合は、当社に所定の届出用紙を提出する方法、または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出るものとします。この場合当社が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員の貸与されたカードを当社に返却するものとします。また、債務全額を弁済いただくこともあります。

2. 本会員は退会する場合は、当社が請求したときは一括して債務を支払うものとします。また退会後においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。

3. 家族会員のみが退会する場合も、第1項に定める方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカードを当社に返却するものとします。

## 第22条 (費用等の負担)

1. 本会員は、当社に対するカードによる支払金等の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。

2. 本会員は本規約第11条第1項に基づき会員に対しカードの再発行をした場合、当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

3. 本会員はカード利用に関し、以下の費用を負担するものとします。

(1) 支払遅延時に当社が金融機関に再度の口座振替を依頼した場合の再振替手数料(振替手続回数1回につき200円(税別))

(2) 割賦販売法または貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料

(3) 契約書類等に貼付する印紙代その他の公租公課の支払いにあてられるべきもの

(4) 強制執行費用、競売費用等公の機関が行なう手続きに関して当該機関に支払うべきもの

4. 本会員は、カードショッピングの支払金の支払等に関し、以下の費用を負担するものとします。

(1) 支払い遅延時に当社が本会員に振込用紙を送付した場合の振込用紙送付手数料(送付回数1回につき200円(税別))

(2) 支払い遅延等、本会員の責に帰すべき事由により当社が訪問回収した場合の訪問集金費用(訪問回数1回につき1,000円(税別))

(3) 当社が本会員に対して本規約第19条第1項1号に基づく書面による催告をした場合の当該催告に要した費用

5. 本会員は、カードキャッシングの支払金の支払等に関し、以下の費用を負担するものとしま

す。

(1) 会員が当社または当社の提携する金融機関等のCD・ATMでカードキャッシングを利用した場合における当該金融機関等に対するCD・ATM利用料

①利用金額10,000円以下は100円(税別)

②利用金額10,000円超は200円(税別)

6. 本会員が当社に支払う費用等に係る消費税が増額等の事情により増額となった場合は、本会員は当該増額分を負担するものとします。

### 第23条(債権譲渡)

1. 本会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本規約に基づく本会員に対する債権を第三者に担保に入れ、または譲渡すること、および当社が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ異議なく承諾します。

2. 前項の債権譲渡をした場合においても、譲受人は当社に集金事務を委託するものとし、譲受人から本会員に対し集金事務終了を通知するまでは、本会員は、当社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

### 第24条(合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 第25条(準拠法)

会員と当社との書契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

### 『カードショッピング条項』

#### 第26条(カードショッピング)

##### 1. 利用可能な加盟店

会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用、売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。

(1) 当社および当社と提携したクレジットカード会社が契約した加盟店

(2) VISAおよびVISAインターナショナルと提携した銀行、クレジットカード会社の加盟店(上記加盟店を総称して「加盟店」という)

##### 2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えてもしくは署名と共に暗証番号の店頭端末機への入力等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

##### 3. 郵便・ファックス(FAX)・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス(FAX)・電話等によって取引を行うことを当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員氏名、届出住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

#### 4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担し債務の決済手段とすることができます。

#### 5. 継続的利用代金の支払い手段としての利用手続き

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号、有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときもしくは退会・会員資格の取消し等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等、加盟店に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。

6. カード利用に際しては、原則として当社の承認を必要とし、この場合会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接もしくは提携クレジットカード会社、VISAインターナショナルと提携した銀行・クレジットカード会社を経由して加盟店もしくは会員自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

### 第27条（継続的サービス利用代金のお支払い）

1. 携帯電話、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等、継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業者」と）のお取引に関わる継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、当社が会員のために当該継続的サービス事業者に対してお支払いすることをご了承いただき、第30条により当社へお支払いをしていただきます。

2. カードでの継続的なお支払いを中止される場合は、カード解約の有無にかかわらず、その旨継続的サービス事業者の定めた方法で継続的サービス事業者に申し出、承諾を得ていただきます。

3. 会員またはカードを解約された元会員が前項の継続的サービス事業者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業者に支払いを行ったときにも、会員等はご利用代金を第30条によりお支払いいただきます。

4. カードがご解約またはご利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業者に対するご利用代金の支払いを中止できます。この場合当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業者との間でお手続きをお願いいたします。

### 第28条（所有権留保に伴う特約）

会員は、カード利用により購入した商品の所有権が、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

1. 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

2. 商品の所有権が第三者から侵害される恐れがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が所有していることを主張して、その排除に務めること。

### 第29条（債権譲渡・立替払いの承諾等）

1. 会員は、VISAが以下の立替払いまたは債権譲渡を行うこと、および、以下の債権について、当社がVISAに対して立替払いを行うことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) VISA加盟店等でのカードの利用（会員番号による利用を含む）により生じ、VISAがVISA加盟店等、もしくは他のクレジットカード会社等への立替払い、またはVISA加盟店もしくは他のクレジットカード会社等からの債権譲渡により取得した債権（これらの場合、VISAが適当と認めた第三者を経由する場合があります）

(2) カードによるキャッシングの利用（会員番号による利用を含む）により生じた債権（これらの場合、VISAが適当と認めた第三者を経由する場合があります）

2. 会員は、前項の定めによりVISAが取得した債権について、当社またはVISAが必要または適当と判断した場合には、当社からVISAに対する立替払いが行われず、VISAが直接会員に対し支払いを請求する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

3. 会員は、前項その他必要な場合には、当社がVISAに対し、支払請求・回収等のために必要な個人情報を提供することをあらかじめ承諾するものとします。

4. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

5. 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品・サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

6. 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

### 第30条（カードショッピングの支払金の支払方法）

1. カードショッピングの支払金の支払方法は、当社加盟店での利用分については、1回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、リボルビング払いから、VISA加盟店での利用分については、1回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。ただし、一部加盟店および商品またはサービスにより利用できない支払方法があります。

2. カードショッピングの支払金は、当社加盟店およびVISA加盟店共に毎月末日までの利用分を、その翌月から指定日にお支払いいただきます。ただし、事務取扱いの都合上翌々月以降の指定日から支払いいただくことがあります。

3. 支払回数・支払期間・分割払手数料の利率（実質年率）等は、下表の通りとなります（VISA加盟店での利用分含む）。ただし、ボーナス併用分割払いのときは、実質年率が下表と異なる場合があります。

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15
支払期間(ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15
実質年率(%)	—	—	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75
ご利用代金 100円当たりの 分割手数料 の額(円)	0	0	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05

支払回数(回)	18	20	24	30	36	ボーナス一括	ボーナス2回	リボルビング
支払期間(ヶ月)	18	20	24	30	36	1~7	6~13	—
実質年率(%)	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50	0	5.28~14.59	15.00
ご利用代金100円当たりの分割手数料の額(円)	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12	0	4.20	—

車検・デンタルローン店の手数料

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15
支払期間(ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15
実質年率(%)	36.00	23.92	23.84	15.86	16.95	12.88	14.45	14.59
ご利用代金100円当たりの分割手数料の額(円)	3	3	4	4	5	6	8	10
支払回数(回)	20	24	30	36	ボーナス一括	ボーナス2回	リボルビング	
支払期間(ヶ月)	20	24	30	36	1~7	6~13	—	
実質年率(%)	13.25	13.80	13.24	13.40	8.57~30.00	10.01~24.72	15.00	
ご利用代金100円当たりの分割手数料の額(円)	12	15	18	22	5	8	—	

4. 分割払いの場合、カードショッピングの分割支払金合計は、利用代金に上表の分割払手数料を加算した金額となります。また、月々のカードショッピングの分割支払金は、カードショッピングの分割支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの分割支払金の単位10円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします、

【分割払いのお支払い例】

利用代金 100,000円 10回払いの場合

●分割払手数料 100,000円×(6.70円÷100円)=6,700円

●分割支払金合計 100,000円+6,700円=106,700円

●月々の分割支払金 106,700円÷10回=10,670円

5. ボーナス併用分割払いの支払月は夏期6月・7月あるいは8月、冬期12月あるいは1月とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。(一部加盟店においてはボーナス支払月が異なる場合があります)またボーナス支払月の加算総額はカード利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割し(但し、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします)、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

6. ボーナス一括払い、ボーナス2回払いのボーナス支払月は夏期6月・7月あるいは8月、冬

期12月あるいは1月とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。(一部加盟店においてはボーナス支払月が異なる場合があります) なお、取扱期間は当社の所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括あるいは2回に分けてお支払いいただきます。ただし、VISA加盟店におけるボーナス一括払いの支払月は夏期8月、冬期1月とします。なお、取扱期間は両社所定の期間に限らせていただきます。

7. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

(1) お店でリボ：カード利用の都度リボルビング払いを指定する方法

(2) 海外リボ：海外に所在するVISAインターナショナル加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合に支払区分をリボルビング払いにする方法

(3) あとからリボ：カード利用の際に1回払い・分割払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、本会員が当社が認める日までに支払区分変更の申出を行い当社が認めた場合に、当該代金をリボルビング払いに変更する方法

(4) 登録型リボ：カードショッピング特約として、「登録型リボルビング払い専用サービス」があり、本サービスを登録、変更された会員にのみ適用されます。また、本サービスのご利用できない場合がございます。

8. 会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(ご返済額)の支払いは、下表の通り毎月末日時点のご利用残高(未請求残金)に対して実質年率15.0%を12で除して算出した料率を乗じた額の手数料を含むものとします。

(1) 返済コース固定型の場合

ご利用残高(未請求残金)	毎月の弁済金〔ご返済額(手数料込み)〕
200,000円以下	10,000円
200,001円～300,000円	20,000円
300,001円～1,000,000円	30,000円
1,000,001円以上	50,000円

【リボルビング払いの弁済(ご返済額)例】

1月にリボルビング払いで50,000円ご利用の場合

●初回(2月)お支払い(ご利用残高50,000円)

①手数料(2月分)

$$50,000円 \times 15.00\% \div 12 = 625円$$

②お支払元金 10,000円 - 625円 = 9,375円

③弁済金(ご返済額) 10,000円

④お支払後残高 50,000円 - 9,375円 = 40,625円

●第2回(3月)お支払い(ご利用残高40,625円)

①手数料(3月分)

$$40,625円 \times 15.00\% \div 12 = 507円$$

②お支払元金 10,000円 - 507円 = 9,493円

③弁済金(ご返済額) 10,000円

④お支払後残高 40,625円 - 9,493円 = 31,132円

(2) 返済コース選択型の場合

ご利用残高(未請求残金)	毎月の弁済金〔ご返済額(手数料込み)〕		
	「少額」コース	「標準」コース	「高額」コース
100,000円以下	5,000円	10,000円	20,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円

200,001 円～300,000 円	15,000 円	30,000 円	60,000 円
300,001 円～400,000 円	20,000 円	40,000 円	80,000 円
400,001 円～500,000 円	25,000 円	50,000 円	100,000 円
500,001 円～600,000 円	30,000 円	60,000 円	120,000 円
600,001 円～700,000 円	35,000 円	70,000 円	140,000 円
700,001 円～800,000 円	40,000 円	80,000 円	160,000 円
以降 10 万円毎に	5,000 円アップ	10,000 円アップ	20,000 円アップ

【リボルビング払いの弁済（ご返済額）例】

1 月にリボルビング払いで 50,000 円ご利用、「少額」コースの場合

●初回（2 月）お支払い（ご利用残高 50,000 円）

①手数料（2 月分）

$$50,000 \text{ 円} \times 15.00\% \div 12 = 625 \text{ 円}$$

②お支払元金 5,000 円 - 625 円 = 4,375 円

③弁済金（ご返済額） 5,000 円

④お支払後残高 50,000 円 - 4,375 円 = 45,625 円

●第 2 回（3 月）お支払い（ご利用残高 45,625 円）

①手数料（3 月分）

$$45,625 \text{ 円} \times 15.00\% \div 12 = 570 \text{ 円}$$

②お支払元金 5,000 円 - 570 円 = 4,430 円

③弁済金（ご返済額） 5,000 円

④お支払後残高 45,625 円 - 4,430 円 = 41,195 円

第 3 1 条（早期完済の場合の特約）

本会員は、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は 78 分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。また、リボルビング払いの場合は、月利計算にて返済月までの手数料を併せて支払うものとします。

第 3 2 条（遅延損害金）

1. 本会員がカードショッピングの支払金を遅延した場合は、支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率（1 年を 365 日〔閏年は 366 日〕とする日割計算）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

（1）支払回数が 1 回払い以外であり、かつ商品、役務、割賦販売法の定める指定権利に関する取引については、当該支払金に対し年 14.6% を乗じた額と、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年 6.0% を乗じた額のいずれか低い額

（2）リボルビング払い、支払回数が 1 回払い、または支払回数が 1 回払い以外であっても割賦販売法に定めのない権利に関する取引については、当該支払金に対し、年 14.6% を乗じた額

2. 本会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

（1）本条 1 項 1 号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 6.0% を乗じた額

（2）本条 1 項 2 号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 14.6% を乗じた額

6%を乗じた額

### 第33条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が、日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行なった場合において、引き渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求もしくは当該売買契約の解除をすることができます。

### 第34条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、下記の事由が存する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、役務について、支払いを停止することができるものとします。

（1）商品の引き渡し、権利の移転または役務の提供（権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ）がなされていないこと

（2）商品に瑕疵（欠陥）があること

（3）その他商品の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている事由がありこと

2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出た場合は、直ちに所定の手続きをとるものとします。

3. 会員は、前項の申出をする場合は、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店との交渉を行うよう努めるものとします。

4. 会員は、本条2項の申出をした場合は、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を当社に提出するように努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。

5. 本条1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。

（1）カードショッピングの目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合

（2）会員の指定した支払回数が1回払いの場合

（3）会員の指定した支払回数が1回払い以外で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たない場合（リボルビング払いの場合で1回のカード利用に係る支払総額が3万8千円に満たない場合）

（4）割賦販売法に定めのない権利である場合

（5）日本国外でカードを利用した場合

（6）当社の承諾なしに、売買契約等の合意解約、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をした場合

（7）会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合

6. 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から本条1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求した場合は、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。

### 『カードキャッシング条項』

### 第35条（カードキャッシングの利用方法）

1. 本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、当社の定めるカードキャッシングのご利用可能枠の範囲内で、下記のいずれかの方法により当社からカードキャッシングを受けることができます。

（1）当社所定の現金自動貸付機等（CD・ATM）にカードを入れ、登録された暗証番号（4

桁)を打鍵する等所定の操作をする方法

- (2) 当社の指定する窓口でカードを提示し、所定の申込手続きをする方法
- (3) 当社所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申込みをする方法
- (4) VISAインターナショナルと提携した海外の取扱金融機関等で所定の手続きをする方法
- (5) その他当社所定の方法

### 第36条 (カードキャッシングの支払金の返済方法と利息、返済場所等)

1. カードキャッシングの利用代金は毎月末日に締め切り、その翌月から本会員があらかじめ指定した方法により支払うものとします。ただし、事務取扱いの都合上翌々月からお支払いいただくことがあります。
2. カードキャッシングによる融資金は1万円単位(日本国外での融資金はVISAインターナショナルが指定した現地通貨単位)とします。支払方法については、「残高スライド元利定額リボルビング払い(利息with in方式)」と「翌月1回払い」のうちから、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。ただし、海外でのカードキャッシング利用分については1回払いとします。
3. (1) 1回払いの場合は、利息の実質年率は原則として18.00%(1年を365日〔閏年は366日〕とする日割計算)とし、ご利用翌日から支払日までの期間の利息を融資金に加算して一括してお支払いいただきます。

#### 【支払金の計算例】

約定支払日27日の方が4月29日に5万円を1回払いでご利用された場合

$$\bullet 50,000円 + (50,000円 \times 18.00\% \div 365日 \times 28日) = 50,690円$$

(2) リボルビング払いの毎月の返済金額は、締切日のリボルビング払いご利用残高を基準とし、下表に定める金額とします。ただし、利用残高に利息を加えた金額が支払額以下となる場合は当該金額を支払うものとします。

ご利用残高(残元金)	毎月のご返済額(利息込み)
200,000円以下	10,000円
200,001円～ 300,000円	15,000円
300,001円～ 400,000円	20,000円
400,001円～ 500,000円	25,000円
500,001円～1,000,000円	30,000円

(3) リボルビング払いの毎月の返済金額は、ご利用残高に対し原則として実質年率18.00%(1年を365日〔閏年は366日〕とする日割計算)を乗じた額の利息を含むものとします。尚、ご利用後第1回返済分の利息の計算は、ご利用翌日から初回返済日まで、第2回目以降は翌月支払日の翌日から支払月当月の支払日までの期間の日割り計算とします。

#### 【支払金の計算例】

約定支払日27日の方が4月29日に5万円をリボルビング払いで利用された場合(返済1万円)

- 初回利息額:  $50,000円 \times 18.00\% \div 365日 \times 28日 = 690円$ 、  
元金充当額 = 9,310円
- 2回目利息額:  $40,690円 \times 18.00\% \div 365日 \times 31日 = 622円$ 、  
元金充当額 = 9,378円
- 3回目利息額:  $31,312円 \times 18.00\% \div 365日 \times 30日 = 463円$ 、  
元金充当額 = 9,537円
- 4回目利息額:  $21,775円 \times 18.00\% \div 365日 \times 31日 = 332円$ 、

元金充当額＝9, 668円

●5回目利息額：12, 107円×18. 00%÷365日×31日＝185円、

元金充当額＝9, 815円

●6回目利息額：2, 292円×18. 00%÷365日×30日＝33円、

元金充当額＝2, 292円

返済金総額52, 325円（元金50, 000円、利息2, 325円）

返済期間6ヶ月・返済回数6回

（4）カードキャッシングを利用した場合において以下のいずれかに該当したときは、当該カードキャッシングの融資金に対する利息については実質年率15. 00%が適用されるものとします。

①当該カードキャッシングの1回の利用による融資金が100万円以上のとき

②本規約および本規約以外の当社との融資取引上の残債務額（残元本）と当該カードキャッシングの融資金を合算した額が100万円以上のとき

（5）会員において、ご利用の際の利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についての支払い義務を負いません。

（6）カードキャッシングの支払金の返済方法および返済を受ける場所は、以下の通りとします。

①口座振替 ②金融機関からのお振込 ③コンビニ店頭 ④その他当社所定の方法、場所

### 第37条（繰上げ返済）

本会員はカードキャッシングの支払金の全部または一部を約定支払日前に返済することができます。この場合、本会員は当社へ事前に電話連絡うえ、返済指定日時点の返済金額を確認し、当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。

### 第38条（遅延損害金）

本会員が、カードキャッシングの支払金の支払いを遅延した時は、支払期日の翌月から支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払債務（元本分）に対し、年20. 00%（1年を365日〔閏年は366日〕とする日割計算）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第39条（利用明細および記載の同意）

1. 当社は会員の約定支払額、リボルビング・一括払いの利用残高等（以下「利用明細書」という）を約定支払日の当月中に会員に「ご利用代金明細書」として、会員の届け出住所等へ郵送または、その他当社所定の方法により通知します。尚、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は「ご利用代金明細書」に代えて、電子メールでの送信その他の電磁的な方法により「利用明細書」を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法が認められない場合はこの限りではありません。

2. 本会員が、前項の「利用明細書」（電子メールその他の電磁的な方法により、「利用明細書の記載事項」を当社が提供した場合には、本会員がこれを受信した時）を受け取った後、1週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高等「利用明細書」の内容を承認したものとし、異議がないものとします。

3. 本会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第5項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面「マンスリーステートメント」（電磁的方法によるものを含む）を当社が交付することができることを承諾するものとします。ただし、貸金業法施行日以前に入会した本会員は、当社から上記に関する通知もしくは上記を含む本規約の送付を始めて

受けた場合は、1ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

4. 会員は、前各項について「貸金業法第17条1項書面」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法による通知方法については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。

<キャッシングの返済方法・回数・利率等>

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
リボルビング払い	元利定額返済	・5年0ヶ月・60回(80万円をご利用の場合) ・3年9ヶ月・45回(50万円をご利用の場合) ・2年9ヶ月・33回(30万円をご利用の場合) ・11ヶ月・11回(10万円をご利用の場合) *返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	12.00% ～ 18.00%
翌月1回払い	元利一括返済	16日～62日(但し暦による)・1回	
海外でのキャッシング			

\*担保・保証人・・・不要

\*貸金業法第17条第1項の規定のより交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用、繰上返済等により変動することがあります。

〔ご相談窓口〕(お客様相談室) 電話(0944)52-1000

1. 商品等についてのお問合せ、ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. お支払い、本規約についてのお問合せ、ご相談、宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出、支払停止の抗弁に関する書面(第34条4項)については、上記当社お客様相談室までご連絡下さい。

\*カードを使用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

〔お客様が入会を申し込む会社〕

取扱会社

株式会社エヌシーみいけ

本社/〒836-0044 福岡県大牟田市古町1番地の11

電話番号(0944)52-1000

ホームページアドレス <https://www.nc-miike.co.jp/>

【2020年1月改訂版】